特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
11	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立高等学校）に係る個人情報保護評価書（基礎項目評価）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和8年11月13日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	【令和8年度以降の本則における事務】 　私立高等学校、私立専修学校（高等課程）及び私立各種学校（以下「私立学校」という。）の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができる。 　就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となるため、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 　具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 　私立学校の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 　就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となるため、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 　具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定申請書の提出（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの保護者等の個人番号の提出 ③総合宛名システムを利用し、保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用し、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合で、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記④～⑥を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5　6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第5条第17項（別表第五）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部文書管財総室私学・法人課 住所：福島県福島市杉妻町2－16 電話024－521－7048
②所属長の役職名	総務部私学・法人課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県総務部文書法務課 住所：福島県福島市杉妻町2－16 電話024－521－7083
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福島県総務部文書法務課 住所：福島県福島市杉妻町2－16 電話024－521－7083
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1万人以上10万人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和9年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］ ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和9年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］ ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[ ]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・その他、関係事務の処理にあたっては、必ず複数人で確認を行い、上長の最終確認を経た後に作業を行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	情報セキュリティポリシー及び特定個人情報保護に関する規程等に基づき、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、以下の対策を実施している。 ・特定個人情報へのアクセス権限を業務上必要な職員に限定し、利用状況を記録すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体を施錠可能な場所に保管すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体の取得、利用、移送及び廃棄の状況を記録し、その所在を明確にすること ・特定個人情報を含む書類等を廃棄する際には、復元不可能な方法で廃棄するとともに、廃棄記録を保存すること ・国が運用する高等学校等就学支援金オンライン申請システムによりオンライン申請をする場合、申請者自身が特定個人情報を入力することとなっていること。また、当該システムに入力された当該特定個人情報は自動で削除されること これらの対策を講じることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクは十分に低減されていることから、本リスクへの対策は十分であると考える。

変更箇所

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月4日	Ⅳリスク対策	様式なし	様式追加に伴う変更	事後	
令和7年9月3日	Ⅰ関連情報－3. 個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一　91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表123の項 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	事後	
令和7年9月3日	Ⅰ関連情報－4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第153条	事後	
令和7年9月3日	Ⅱしきい値判断項目－1.対象人数－いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年9月3日	Ⅱしきい値判断項目－2.取扱者数－いつ時点の計数か	令和3年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年9月3日	Ⅳリスク対策－4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和7年9月3日	Ⅳリスク対策－5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通	[　]提供・移転しない	[○]提供・移転しない	事後	
令和7年9月3日	Ⅳリスク対策－8、11	項目なし	8、11を記入	事後	
令和8年11月12日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	私立高等学校、私立専修学校（高等課程）及び私立各種学校（以下「私立学校」という。）の生徒は、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する法律（以下「就学支援金に関する法律」という。）（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒（以下「生徒」という。）が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者（以下「保護者等」という。）の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱を行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの保護者等のマイナンバーカード（通知カードも可。以下同様）の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	【令和8年度以降の本則における事務】 　私立高等学校、私立専修学校（高等課程）及び私立各種学校（以下「私立学校」という。）の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給を受けることができる。 　就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となるため、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 　具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 　私立学校の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 　就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となるため、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 　具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③総合宛名システムを利用し、保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用し、市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合で、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記④～⑥を実施	事前	就学支援金制度の改正による令和9年度以降の活用方法変更時期
令和8年11月12日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム（以下「就学支援金事務処理システム」という。）、統合宛名システム、中間サーバー	高等学校等就学支援金オンライン申請システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	評価書見直しに係る修正

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年11月12日	Ⅰ　関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表123の項 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　別表第3 5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5 6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令 第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令 第5条第17項（別表第五）	事前	就学支援金制度の改正による令和9年度以降の活用方法変更時期
令和8年11月12日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令　第153条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項	事前	法令改正に係る修正
令和8年11月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和9年4月1日時点	事前	評価書見直しに係る修正
令和8年11月12日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和9年4月1日時点	事前	評価書見直しに係る修正
令和8年11月12日	Ⅳ　リスク対策 8. 人手を介在させる作業	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、保護者等から提出されたマイナンバーを入力した際には、必ず複数人での確認や上長の最終確認を経た後に符号付けの作業を行うこととしている。 　また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 　・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 　・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 　これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 　また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・その他、関係事務の処理にあたっては、必ず複数人で確認を行い、上長の最終確認を経た後に作業を行う。 　これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価書見直しに係る修正
令和8年11月12日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	評価書見直しに係る修正
令和8年11月12日	Ⅳ　リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	統合宛名システムへのアクセス可能な職員は、ログインIDとパスワード、顔認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の発行・失効の適切な管理を行っている。 　また、アクセスログを毎月分析することで不正なアクセスがないことを確認し、上長の承認を得ている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられ	情報セキュリティポリシー及び特定個人情報保護に関する規程等に基づき、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、以下の対策を実施している。 ・特定個人情報へのアクセス権限を業務上必要な職員に限定し、利用状況を記録すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体を施錠可能な場所に保管すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体の取得、利用、移送及び廃棄の状況を記録し、その所在を明確にすること ・特定個人情報を含む書類等を廃棄する際には、復元不可能な方法で廃棄するとともに、廃棄記録を保存すること ・国が運用する高等学校等就学支援金オンライン申請システムによりオンライン申請をする場合、申請者自身が特定個人情報を入力することとなっていること。また、当該システムに入力された当該特定個人情報は自動で削除されること 　これらの対策を講じることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクは十分に低減されていることから、本リスクへの対策は十分であると考える。	事前	評価書見直しに係る修正